

◎新潟県告示第1195号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和4年11月18日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
やおえだ眼科	長岡市長町2丁目1649-1	令和4年9月30日
米山歯科医院	長岡市大島本町5-114-3	令和4年9月30日
ヤマオカ調剤薬局	上越市浦川原区有島66番地	令和4年10月31日
上越医師会訪問看護ステーション	上越市春日野1丁目2番33号	令和4年11月30日
医療法人社団 石黒内科	三条市南四日町3丁目6番29号	令和4年9月30日
片桐記念クリニック	新発田市住吉町4-3-9	令和4年9月30日
小千谷調剤薬局	小千谷市本町1丁目13番34号	令和4年10月31日
上田眼科	村上市下鍛冶屋603-1	令和4年9月30日
佐藤歯科医院	胎内市築地2025番1	令和4年9月30日
中澤歯科医院	南魚沼郡湯沢町湯沢1-3-27	令和4年10月1日